

大 第 8 8 7 号
令和 4 年 1 月 4 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部大気保全課長
(公 印 省 略)

石綿事前調査結果の報告制度開始に係る周知用リーフレット等について (送付)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃御協力頂きお礼申し上げます。

さて、改正大気汚染防止法及び改正石綿障害予防規則の施行により、令和 4 年 4 月 1 日から、建築物等の解体等工事における石綿事前調査結果の報告が義務化されます。

この度、厚生労働省が周知のために作成した下記資料を参考までに送付致します。

記

- 1 改正石綿障害予防規則に関するリーフレット (厚生労働省作成)
- 2 改正石綿障害予防規則に関するポスター (厚生労働省作成)

【担当】

千葉県環境生活部大気保全課

大気規制班 池田

TEL : 0 4 3 - 2 2 3 - 3 8 0 4

E-mail : e-taiki@mz.pref.chiba.lg.jp